

行政常任委員会報告

令和3年3月5日
午前10時30分開議
委員会室

◎日程

1 消防本部

- (1) 令和2年度中における火災、救急救助等の出動状況について
- (2) 夕張市火災予防条例の一部改正について
- (3) 非常勤の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

2 教育課

- (1) 夕張市公民館条例及び夕張市清水沢地区公民館使用条例の廃止について
- (2) 指定管理者の指定について(3施設)
- (3) 地域おこし協力隊員の採用について
- (4) ゆうばり丘の上こども園について(事業認可)

3 地域振興課

- (1) 夕張市公設地方卸売市場における指定管理者の指定について
- (2) 高校魅力化事業について
- (3) 北海道日本ハムファイターズに係る観戦について

4 建設課

- (1) 夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正について
- (2) 夕張市まちづくりマスタープランの見直し及び夕張市立地適正化計画の策定について

5 土木水道課

- (1) 市道路線の認定、廃止及び変更について
- (2) 専決処分について

6 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 夕張市民研修センター条例の廃止について

7 保健福祉課

- (1) 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- (2) 夕張市介護保険条例の一部改正について
- (3) 夕張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を

定める条例の一部改正について

(4) 新型コロナワクチン接種の実施(案)について

8 生活福祉課

(1) 第3次夕張市障がい者計画・第6期夕張市障がい福祉計画・第2期夕張市障がい児福祉計画について

9 総務課

(1) 夕張市事務分掌条例の一部改正について

◎出席委員(7名)

千葉 勝 君
本田 靖 人 君
君島 孝 夫 君
大山 修 二 君
熊谷 桂 子 君
高間 澄 子 君
今川 和 哉 君

◎欠席委員(0名)

◎出席者職氏名

議長	小林 尚 文 君
地域振興課長	福富 貴 大 君
地域振興課主幹	永澤 直 喜 君
総務課長	芝木 誠 二 君
総務課主幹	外崎 伸 一 君
建設課長	鈴木 茂 徳 君
建設住宅係長	草野 憲 蔵 君
建設住宅係長	佐藤 竜 雅 君
土木水道課長	阿部 充 雅 君
市民課長	佐藤 学 君
市民課主幹	木村 彰 良 君
教育長	小林 広 明 君
教育課長	寺江 和 俊 君
教育課主幹	立花 克 一 君
教育課主幹	板垣 克 己 君
保健福祉課長	平塚 浩 一 君

介護保険係長	飯田美恵君
生活福祉課長兼福祉事務所長	掘靖樹君
生活福祉課主幹	千葉葉津乃君
生活福祉係主幹	土肥拓真君
消防長	増井佳紀君
消防本部消防次長	石黒友幹君
消防署長	齊藤正君
事務局長	佐藤浩一君
書記	山下倫弘君

【委員長挨拶】

(千葉委員長)

開会に先立ちまして、みなさまにお願いがございます。携帯電話等お持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定し、ご利用はお控えください。

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、理事のほか、説明員として、教育長、課長等が出席されることになっております。

本日の委員会の進め方ではありますが、消防本部、教育課、地域振興課、建設課、土木水道課、市民課、保健福祉課、生活福祉課、総務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思っておりますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【消防本部】

(千葉委員長)

それでは、消防本部より報告を受けて参ります。

(消防署長)

ご報告の前に訂正箇所がございます。

資料3の(2)制定内容となっておりますが、これは誤りで、改正内容となっております。

それと、資料4これも同じく(2)制定内容になっておりますけれども、改正内容にご修正をお願いいたします。

(千葉委員長)

よろしいですか。

(消防署長)

それでは、消防本部から、令和 2 年度中における火災、救急救助等の出動状況についてご報告いたします。

まずは、火災についての報告をいたします。

資料 1 をご覧ください。

3 行目の令和 2 年度と書いてありますところをご覧ください。建物火災が 2 件ございました。1 件は、部分焼、もう 1 件がぼやとなっております。右側のほうにいきまして、り災世帯 2 世帯、死者 1 名、負傷者 2 名となっております。焼損面積以下については表記のとおりとなっております。

続きまして、資料 2 をご覧ください。

まずは、救急についてご報告いたします。

出動件数は 472 件、太字になっているところですね。472 件で、搬送人員は 423 人でした。前年と比較すると、件数で 108 件、搬送人員で 85 人の減少となっております。

事故種別においては、急病が 294 件、257 人、次いで、一般負傷が 77 件、71 人の順番でした。

傷病程度別に見ますと、死亡が 14 人、重傷が 95 人、中等傷が 183 人、軽傷が 131 人となっております。前年と比較すると重症が増加、それ以外が減少となっております。

続きまして、救助の出動状況です。

件数は 4 件でした。

搬送人員は 2 人で、内訳は交通事故で 1 人、その他で 1 人となっております。

続きまして、最下段のドクターヘリについてご報告いたします。

要請件数が 26 件、搬送人員は 8 人でした。前年と比較すると、4 件の減少となっております。なお、搬送以外の不搬送が 18 件ございまして、その内訳は、天候不良、さらにフライトドクターの判断で、救急車での搬送となっております。

令和 2 年度中の救急救助等の出動状況については、以上です。

続きまして、夕張市火災予防条例の一部改正についてご報告いたします。

資料 3 をご覧ください。

改正理由は、令和 2 年 8 月 27 日に公布された対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令に基づく所要の改正を行うため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、別紙をご覧ください。新旧対照表をご覧ください。

まず最初、燃料電池発電設備第 9 条の 4、1 項の 4 行目、「第 50 条第 10 号において同じ」を「第 50 条第 11 項において同じ」に改めております。

続きまして、急速充電設備第 12 条の 2、1 行目の「変圧して、」の次に、「電気自動車等」を加え、4 行目の「原動機付自転車をいう。」の次に、「第 12 号において同じ」を加え、さらに一番下の行の最後のほう、「出力 50 キロワット」を、次のページにわたっていますけれども、「200 キロワット」に改めております。

12 条の 1 項 1 号に、急速充電器の設置に関する項目を 1 号として加えております。「急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではない」これが加わっております。

それに伴いまして、次項以下が繰り下げております。

新しく 1 号ずつ繰り下がって、現行の 4 号、5 号、6 号の一行目にアンダーラインが引いてありますけれども、「電気を動力源とする自動車等」、これが改正されまして、「電気自動車等」にそれぞれ改めております。

続きまして、3 ページ目、急速充電器に関わる設備について、13 号、14 号、15 号として、新たなものが加わっております。コネクタの構造に関すること、14 号が充電ケーブルの構造に関すること、15 号に関しては、複数の充電ケーブルの構造に関することが加えられております。

これに伴いまして、12 号が新しく 16 号に改められまして、現行の 12 号のイの後段に、「また」の後を削除し、新にウとエが加わっております。どちらも温度の上昇等を感じた場合のこと、それから、制御機能の異常を感じた場合停止させるというような文言が加わっております。

続きまして、4 ページ目の下段、火を使用する設備等の設置の届出、第 50 条の 4 号、これは文言の整理になりまして、アンダーライン引いてありますけれども、「あつて」になっているものを「あつて」、それから 9 号「50 キロワット」になっておりまして、それが「ワット」、さらに 10 号を新設して、「急速充電設備」を加えております。

最後に、15 号として「充てんする」を漢字解釈で「充填する」に改めております。

1 号、2 号は以上です。

3 番目については、石黒次長のほうからご報告いたします。

(消防本部次長)

報告事項 3 件目、非常勤の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

資料 4 をご覧ください。

はじめに、改正理由についてでございますが、令和元年 12 月に、総務省消防庁から発出された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」により、消防団員の処遇改善について通知があり、さらに令和 2 年 9 月には消防団員の処遇の改善に係るさらなる取組についてにより、年額報酬 2 万円未満の市町村においては、報酬の引上げについて、積極的に取組むよう通知がありました。当市は、2 万円未満の市町村に該当することから、団員報酬の引上げを行うために、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、改正内容についてでございますが、次ページの新旧対照表をご覧ください。

現行の団長の報酬額ですが、年額 6 万円のところ改正案では 6 万 2,000 円、副団長 4 万 1,000 円のところ 5 万 2,000 円、分団長 3 万 2,000 円のところ 3 万 8,000 円、副分団長 2 万 4,000 円のところ 3 万 4,000 円、部長 2 万円のところ 2 万 8,000 円、班長 1 万 7,000 円のところ 2 万 7,500 円、団員 1 万 6,000 円のところ 2 万 7,000 円に改正しようとするものであります。

施行期日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

消防本部からは以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

資料 2 について伺います。

救急搬送についてなのですけれども、先ほど、重症患者の搬送が増加していて、中等症と軽症の患者の搬送は減少しているというそういう報告でした。それで、テレビなどではコロナの関連で、医療施設の受診控えというのが問題にされておりますけれども、そういったこととこの重症患者の搬送が増えているということの相関関係があるというような分析をされているのか、そうでなければどういった分析をされているのか教えてください。

(消防署長)

この減少につきましては、正直なところ、実際にこうであるというのは消防では捉えておりませんが、昨今のコロナ禍において、やはり健康に留意される、感染防止対策をしていただいているというの、減少の一部か

などと思います。あわせて、一般としてもかなり減っております、実を言うと。これについては、昨年度のレースイスキー場 1 か月ほど早く営業を止めたということで、実際にはスキーだけ、レースイからの搬送だけでも 10 件ほど減っております。全てではないのですけれども、そういったものが減少の一部かというふうに消防署では考えております。

(熊谷委員)

重症が増えた件についてはどうですか。

(消防署長)

正直 9 人増えておりますけれども、毎年増減がございますので、正直言うと、消防では分からないとしか答えようがございません。

以上です。すみません。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育課】

(千葉委員長)

次に、教育課より報告を受けて参ります。

(教育長)

よろしくお願いいたします。

教育課から 4 点の報告事項がございますので、それぞれ担当の者からご報告を申し上げます。

(教育課長)

ご苦労さまです。

今、教育長からございましたとおり、教育委員会からの報告は 4 件でございます。

まず 1 件目、夕張市公民館条例及び夕張市清水沢地区公民館使用条例の廃止についてでございます。

この案件は、記載のとおり、昨年 3 月拠点複合施設「りすた」が開設いたしました。このことに伴い、市民の教養の向上と生活文化の振興に寄与する活動の場が確保されたということで、清水沢地区公民館を廃止することに伴う関係条例の廃止でございます。

なお、平成 22 年に、道費を用いて当該施設の暖房改修工事を実施しております。この償却期限 10 年を待たずして、条例の廃止はできなかったという事情を踏まえ、10 年が経過した今、条例の廃止を行おうとするものでご

ざいます。

1 点目は以上です。

続いて、2 点目へ行ってよろしいですか。

続いて、指定管理者の指定についてでございます。

資料(1)をご覧ください。

今回、指定管理者の指定を新たに行おうとする教育委員会所管の3施設は、鹿の谷球場及び緑ヶ丘球場を含む夕張市営球場、夕張市紅葉山パークゴルフ場、夕張市民健康会館、この3施設が本年3月31日をもって、管理運営に関する協定期間が満了となるものでございます。このことに伴い、この3施設について再度、指定管理者を指定し、協定を締結しようとするものでございます。

1 件目の夕張市営球場については、これまで同様、夕張軟式野球連盟に指定管理者を指定することといたします。ただし、この野球連盟との協議の中で、指定管理者の意向として、今後は単年度ごとの契約更新としていただきたいというご要望があったことから、本年にあっては、本年4月1日から来年3月31日までの1年間ということで新たな協定を締結するものでございます。

2 件目の紅葉山パークゴルフ場は、紅葉山パークゴルフ場を守る市民の会、従前同様、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、管理協定を締結するというものでございます。

市民健康会館については、市民健康会館運営委員会、これも従前同様、本年4月1日から明年3月31日までの1年間の協定を締結しようとするものでございます。

2 件目は以上です。

3 件目、地域おこし協力隊員の採用についてでございます。

別紙(2)をご覧ください。

地域おこし協力隊員の身分は、職責上は、市の会計年度任用職員ということになります。担当する業務は記載のとおり、子ども・子育て支援業務ということで、丸五つに具体的な業務の中身が記載してございますので、それぞれご確認をいただきたいと思います。

雇用期間については、年度ごとの更新が基本となっておりますので、まずは本年3月1日から本年の3月31日までの1か月とし、記載のとおり、最長、制度上3ヶ年、地域おこし協力隊員を雇用することができる制度になってございますので、最長でいけば令和6年2月29日までの3年間ということになるものでございます。

採用者のお名前ですが、細井百さん、満28歳女性でございます。ちなみ

に前住所は千歳市でございまして、採用に当たって既に夕張に居住をしているということでございます。

最後ですが、ゆうぱり丘の上こども園の事業認可についてのご報告でございます。

資料(3)をご覧ください。

道からの事業認可は記載のとおり、本年4月1日付の事業認可ということになります。知事部局、空知総合振興局からは2月26日付をもってこのことが通知されたということでございます。

設置者は、社会福祉法人夕張保育協会、所在地は記載のとおりです。教育・保育目標は記載のとおりです。

利用定員ですが、1号認定20人、2号認定30人、3号認定20人の計70人となるものでございます。開園日、開園時間については記載のとおりでございます。

5番目の今後のスケジュールでございしますが、本年4月1日2号、3号認定の受入開始を実施いたします。4月6日には1号認定の受入開始、入園式は4月10日ということで、開園初年度のみ、始業式と別途開催となるものでございます。

雑駁ですが、丘の上こども園については以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育課を終わります。

(教育長)

ありがとうございました。

【地域振興課】

(千葉委員長)

次に、地域振興課より報告を受けて参ります。

(地域振興課長)

みなさんお疲れさまでございます。地域振興課より3点ご説明をさせていただければと思います。

まず、資料の1をご覧ください。

夕張市公設地方卸売市場に係る指定管理者の指定についてでございます。

夕張市公設地方卸売市場につきましては、平成23年度より指定管理者制度を活用しました管理運営を行っているところでございますけれども、この

たび、現在の指定期間が、令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となりますことから、引き続き、指定管理者による当該施設の管理運営を行うため、公募による指定管理者の募集を行ったものでございます。

指定期間につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までのこれまでどおりの 5 年間でございます。こちら、公募に申込みがあったのは 1 団体ということでございます。こちら、1 団体あったものにつきまして、選定委員会を開きまして、どうするかというのを考えるところでございます。その結果が 3 番でございます、この 1 団体、夕張友西市場株式会社、代表取締役多喜雄基さんでございますけれども、こちらの団体について決定したところでございます。

選定理由につきましては、事業計画は施設管理について適切な基本方針が定められており、設置目的に資する活用を期待することができる。また過去 10 年間、本施設を指定管理により運営してきた実績があることから、今後についても継続的かつ安定的な管理運営が見込まれるというところでございます。

今後の予定でございますけれども、選定委員会の結果を妥当と判断し、上記候補者を指定管理者として指定するため次の第 1 回定例市議会に議案を提案するものでございます。

続きまして、資料 2 をご覧いただければと思います。

夕張高校魅力化プロジェクトについてでございます。

夕張高校魅力化事業につきましては、これまで従前、取組を継続して実施してきているところでございますけれども、このたび、道立高校である夕張高校に本市が支援を行う意味、また財政再生団体でもある本市が、本事業に多額の予算を投じる意味について改めて認識し、より効果的かつ効率的な事業をするため、このたび事業の進め方について考え方を整理したところでございます。

基本的には、この資料に書いてありますとおり、基本的な理念を 2 本立てまして、故郷である夕張に誇りと感謝の気持ちを持ち、どのような状況にあっても幸福に生きていける力を身に着ける。また、多くの方から支援いただいている夕張にとって、人材の育成及び輩出を通じ社会への恩返しを図るというこの 2 本を基本的な理念としたところでございます。

この理念を実現するため、取組の方向性としまして、4 つの柱を立てたところでございまして、一つが、基礎学力の向上、二つ目が夕張とのつながりの強化、三点目が時代に沿った教育の推進、四番目が多様な価値観の醸成ということで、この 4 つの柱を立てさせていただいたところでございます。

この中で、特に 1 番の基礎学力の向上につきまして、令和 3 年度につつま

しては、公設塾、今運営しておりますけれども、こちら公設塾「キセキノ」の質の向上というのを特に強化していこうというふうに考えているところでございます。

当該公設塾につきましては、これまで地域おこし協力隊による運営を行って参りましたけれども、安定的な塾の運営のため、このたび、民間委託をすすめる方向で考えているところでございます。これに係る経費につきましては、令和3年度予算案に計上させていただいているところでございます。

詳細につきましては、予算可決後、民間委託することになった塾の方と決めていくこととなりますけれども、基本的にはG C Fを活用しまして、これまでどおり現地スタッフを置き、計画的なカリキュラムの下、個別指導及びオンライン授業というのを考えているところでございます。

また、これは今後、どうなっていくかというのは今後次第ですけれども、将来的には小中学生にも塾について、拡大させていくことも後は検討していきたいというふうに考えているところでございます。

資料2については以上でございます。

続きまして、資料の3をご覧くださいと思います。

こちらが北海道日本ハムファイターズの観戦についてでございます。

こちらにつきましては、令和3年夕張市がファイターズの応援大使の事業の一環として、対象自治体となっているところでございまして、本年、夕張市は吉田輝星選手と宇佐見真吾選手の2名が応援大使となっているところでございます。

この応援大使事業なのですけれども、北海道日本ハムファイターズの地域貢献活動の一環としまして、選手が地域のまちづくり、まちおこしに寄与する応援大使となりまして、市町村の観光PR、各種プロモーション活動を行うものでございます。こちら、一般的には、新成人への祝電でありますとか、教育関係への祝電、また試合への招待ですとか、関連グッズの販売等あるのですけれども、今回ご紹介するのが、試合のチケットの関係でございます。

このたび、開幕戦としまして、無料観戦チケットの募集をまず一つ図ることとしております。こちら、試合日が令和3年3月30日と31日の二日間。場所は札幌ドームでございます。現在の広報等でも撒いておりますけれども、3月10日までに応募していただければ、各日60名まで、合計120名まで無料でご覧いただけるというものでございます。仮に、各日も60名を超える応募があった場合には、抽せんにより決定したいと思っております。

もう一つが無料ではないのですけれども、5月9日の東北楽天ゴールデンイーグルス戦、こちらが特別価格2,700円で試合が見られるというものでご

ございます。こちらと同じく、今、広報等で周知しておりますけれども、こちら募集期間が3月19日までということで、同じように応募していただければというふうに考えております。こちらにつきましては、募集人数80名ございまして、先ほどの無料観戦チケット同じように80名を超える応募があった場合には抽せんにより決定したいというふうに考えているところでございます。

地域振興課からは以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

資料2について伺います。

高校魅力化プロジェクトの基本的な理念のところで、確認なのですが、1点目の故郷である夕張に誇りと感謝の気持ちを持ち、どのような状況にあっても幸福に生きていける力を身に着けるといのは、これは高校生がということですよ。高校生が身に着けるといことですよ。次のところなのですが、多くの方から支援をいただいている夕張にとって、人材の育成及び輩出を通じ社会への恩返しを図る。これは夕張市にとってどうか、夕張市が社会へ恩返しを図るといふふうに捉えてよろしいのですか。そこを確認したいのです。

(地域振興課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

基本的にはお見込みのとおりでございますが、当然、市がまず代表といひますか、先頭に立って社会への恩返しを図るといふふうに解釈いただいておりますが、基本的には市民みなさん、同じような気持ちでという意味は込められているところでございます。

(熊谷委員)

続けていいですか。次のところで、理念を実現するための四つの柱の②です。夕張とのつながり強化というところで、郷土への理解、愛着の醸成、小中高一貫した郷土愛などの教育プログラムの構築というふうには書いてありますが、これは既にできているのか、これからつくるのか、誰がどのようにつくるのか、その辺を教えてください。

(地域振興課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

郷土への理解ですとか、愛着の醸成についての現状の取組ですが、単発としてはこれまでもやっているところではございます。

ただ、これまで、小中高一貫して計画的にやっていくというふうなことは

できてはおりませんでしたので、今後はそういう形で、計画的に小学校の段階ではこういうこと、中学校の段階ではこういうことというふうな方法で進めていければというふうに考えています。その意味では、教育委員会さんとはこれまで以上に連携をして、進めていければというふうに考えております。
(熊谷委員)

これからプログラムをつくっていくということですね。

(地域振興課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。

(熊谷委員)

分かりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(君島委員)

資料3の北海道日本ハムファイターズの観戦についてです。

これは交通手段というのは、各自ということですか。バスかなんか出すのでしょうか。

(地域振興課長)

君島委員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、各自というところで考えているところでございます。

(君島委員)

分かりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで地域振興課を終わります。

(地域振興課長)

ありがとうございました。

【建設課】

(千葉委員長)

次に、建設課から報告を受けて参ります。

(建設課長)

建設課から2点報告させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正についてということで、すみません。最初にちょっと訂正をさせていただきます。

中段の表、改正後の合計の棟数ですけれども、403 となっておりますが 365 棟が正しいということで、訂正とおわび申し上げます。

今回の一部改定につきましては、令和 2 年度に除却しました市営住宅の管理戸数を整理するものであります。

南清水沢 4 丁目の公営住宅、4 棟 20 戸、賃貸住宅 2 棟 7 戸、清水沢宮前町賃貸住宅 12 棟 48 戸の計 18 棟 75 戸を減じるもので、改正をするものであります。

続きまして、資料 2 をご覧ください。

夕張市まちづくりマスタープランの見直しより、夕張市立地適正化計画の策定についてであります。

まず最初に、2 ページをお開きください。

夕張市まちづくりマスタープランの見直しに至った背景をご覧ください。

夕張市まちづくりマスタープランは、持続可能な地域社会の構築に向けたまちづくりにおける基本的指針として、平成 24 年 3 月に策定されました。策定後、地域再生に向けて着実に事業を進めてきた一方で、J R 石勝線(新夕張・夕張間)の鉄道事業廃止による市内交通体系の変化や、想定を上回る速さで進む人口減少。インフラや公共施設の老朽化未耐震などによる利用者の安全確保の必要性。土砂災害の危険性が高い区域が多数指定されているなどの三つの問題が、データ分析等からも重大な問題であるということが分かりました。

これら、まちの状況の変化と課題分析を通し、まちの現状を的確に捉え、将来ビジョンの再確認を行い、より強力なまちのコンパクト化が必要であると考え、まちづくりマスタープランの見直しに至ったところであります。

マスタープランの見直し及び後ほどご説明いたしますけれども、立地適正化計画の策定のために、有識者による策定委員会を 5 回、多様な意見をいただくため、高校生などを含めた市民のワークショップを 2 回、町内会へのアンケート、それと地区懇談会を 6 回開催し、2 月 18 日策定委員会より市長に対し提言をいただいたものであります。

続きまして、3 ページ。

まちの将来像と将来都市構造であります。まちの将来像については、安心して幸せに暮らすコンパクトシティゆうばりを継承します。その上で、今後、暮らしに密接に関わるサービスやサポートの充実を図る、安心して夕張に暮らし続けられる取組と、関係交流・定住といった、あらゆる人の流れを創出するための夕張で暮らすことの魅力を高める取組について、ターゲット

を絞った効果的な展開を行うことと定めております。

将来都市構造については、将来人口が一定程度維持される、若菜、清水沢、紅葉山を拠点地区と位置づけ、都市機能や居住機能の誘導を図り、生活利便性の高い地区とする。将来人口減少が進むと想定される、本庁、南部、真谷地、楓、登川は、地域再編地区と位置づけ、今後もこの地区で継続して生活を送れるよう、生活サポートや住民のニーズの細やかな把握に向けた対話、協働などを行う地区としています。

残る沼ノ沢、富野、滝ノ上は夕張メロンの主要産地として、生産空間を維持しながら拠点地区とのネットワーク形成などで暮らしを守っていく地区としております。

次に、まちづくりの分野別の方針ではありますが、北海道の夕張都市計画区域に関する都市計画区域の整備、開発、保全の方針と整合性を図り、現行計画の8分野を継承していますが、防災面での自助・共助による防災力の向上や、都市施設における公共施設のスリム化、集約化など、まちづくりの課題に合わせた新たな視点を加えております。

次に、地区別まちづくり方針ですが、先ほど、将来都市構造に従い、拠点地区は、立地や地区の特性等を踏まえ、暮らしを支える機能の集積や充実を図り、生活利便性の高い魅力ある地区を形成し、居住の誘導を図っていくことを目指しております。

地域再編地区は、現在の居住者が住み続けられる環境をつくっていくため、生活サービスの低下を防ぐとともに、地域住民の方々の対話や協働により、地域コミュニティの維持、充実を図り、暮らし続けることができる地区形成を目指します。

生産地区は、夕張ブランドを支える生産機能の維持、強化を図りつつ、他地区、他都市と連携し、生活利便性の確保を目指しています。

続きまして、立地適正化計画についてであります。これは平成26年施行されました改正都市再生特別措置法に定める制度で、都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられており、具体的には都市機能誘導区域の設定と居住誘導区域の設定によるコンパクトシティに向けた行動指針とも言えるものでありますことから、今回まちづくりマスタープランの見直しと併せ、計画を策定しております。

また、コンパクトシティの推進に向けた取組を進める上では、計画の策定により、国の支援措置や交付金などの活用が見込まれるものであります。この計画における区域設定の考え方は、都市計画区域内において、居住を誘導する居住誘導区域の設定、その中に、都市機能の誘導を図る都市機能誘導区域を設定しております。

この誘導区域外につきましては、居住がある区域は、現在の居住者が住み続けられるようコミュニティの維持に努め、居住がなくなった区域からインフラ公共施設の縮小に着手することとしております。

次に、居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定についてであります。居住誘導区域は 2040 年時点、一定の人口を有する区域を設定し、既存の都市機能施設の立地を考慮した末広、若菜、清水沢、沼ノ沢、紅葉山地区に設定しております。

都市機能誘導区域は、主要幹線道沿線で、既存の都市機能の立地状況を考慮し、若菜、清水沢、紅葉山に設定する南清水沢、紅葉山に設定するものであります。なお、両誘導区域において、土砂災害警戒区域は除外してあります。

最後に、防災指針についてであります。近年、続発する自然災害の状況に鑑み、立地適正化計画に防災指針を盛り込むことが義務化されたことから盛り込むものであります。本市においては、土砂災害警戒区域が市内 131 か所、土砂災害警戒区域が 121 か所指定されており、また区域内に住居や公共施設が立地している箇所も少なくなく、市北部は指定箇所も多いこともあり、多数存在しております。

また、山間の谷に沿って形成される本市は、分散した市街地を幹線道路一本でつないでおり、災害時における孤立分断リスクも抱えております。

これら山間のまちであるが故に災害リスクを抱える本市は、そのリスクと共存しながら、安心・安全に暮らせるまちづくりを目指す必要があります。そのために、まず防災リスクの回避として、災害危険性のあるエリアへの立地を減らしていくこと。災害リスクの低減として、国や北海道と連携し、防災対策を講じることや、市民への防災意識の醸成を図る必要があると定めたところであります。

説明については以上であります。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【土木水道課】

(千葉委員長)

次に、土木水道課から報告を受けて参ります。

(土木水道課長)

それでは、資料に基づいて説明をいたします。

まず1番、市道路線の認定、廃止及び変更についてご報告いたします。

資料の1枚目、資料1-1をご覧ください。

まず、市道の認定であります。夕張市立診療所等移転改築事業に伴い、新たに造成する道路を市道として認定するものであります。

市道名につきましては、若菜中通線を予定しておりまして、道路延長については530メートルを予定しております。

続きまして、資料の2枚目、資料1-2をご覧ください。

こちらについては、既存の総合福祉センター通線なのですけれども、認定こども園の建設により、既存の道路と一体管理するために、延長371メートルを廃止するものであります。

次に、資料の3枚目、資料1-3をご覧ください。

こちらは、清水沢市街線となっております。認定こども園の建設により一旦廃止した総合福祉センター通線と、清水沢市街線を一体管理するために、終点部の変更を行うものであります。延長については350.3メートルが増になります。

以上の3路線について、第1回定例市議会に議案の提出をするものであります。

続きまして、2の専決処分についてであります。

資料2をご覧ください。

こちらについては、令和3年1月20日木曜日、午前9時20分頃、本町5丁目5番地1に駐車中の被害者杉村由美子氏所有の自家用車に、除雪作業中の本市作業車が後進をする際に衝突し、自家用車の後部バンパー等を破損したものであります。

本物件事故に関し、市の賠償委員会を開催し、賠償額39万8,350円と決定し、示談したことについて専決処分したものであります。

以上であります。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで土木水道課を終わります。

【市民課】

(千葉委員長)

次に、市民課から報告を受けて参ります。

(市民課長)

市民課より、2点の報告事項がございます。

まず、1枚めくっていただきまして、資料1の夕張市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

改正の内容ですけれども、新型インフルエンザ等対策、すみません、対策が二つ重なっております。対策措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を、同法に準じて改正するものでございます。

改正の内容につきましては、同条例の附則第16項中に新型インフルエンザ等対策特別措置法、括弧のところ省略しまして、附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症と記載ありますけれども、この部分を、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」である感染症に改めるというふうになります。

施行日は、公布の日からとしております。

続きまして、2点目、資料2、1枚めくっていただきまして、夕張市民研修センター条例の廃止についてでございます。

令和2年3月に、夕張市拠点複合施設「りすた」が供用開始され、市民の研修等の用に供し、生活文化の向上に寄与するための施設が確保されたこと及び市民研修センター等の施設内の設備品等の耐用年数が経過したことに伴い、市民研修センターを廃止するため、条例も併せて廃止するものでございます。

所在地につきましては、清水沢宮前町1番地。

条例を廃止する日は、令和3年4月1日から適用といたします。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【保健福祉課】

(千葉委員長)

次に、保健福祉課から報告を受けて参ります。

(保健福祉課長)

それでは、保健福祉課より、項目1番、第8期高齢者保健福祉計画・介護

保険事業計画について説明します。

資料 1 をお開きください。

計画策定に向けて介護保険運営協議会を開催し、記載のとおり、委員のみなさまで協議を行っていただき、③のとおり質問をお受けしています。

続いて、素案の概要について説明します。

5 ページをご覧ください。

4、計画期間であります、この計画は令和 3 年から 5 年まで 3 年間で 1 期として策定しています。

次に、21 ページの基本方針をご覧ください。

ここでは、住み慣れた地域での生活の継続を基本理念として、各種施策を切れ目なく一体的に提供できるよう、記載のとおり、基本項目三つに視点を置いて、地域包括ケアシステムの構築を目指して、介護予防や認知症施策の推進など、方針をお示ししています。

次に、人口減少や高齢化など、本市が置かれている現状や今後の見通しについて説明します。

11 ページに戻ってください。

上段のグラフでは、人口減少と反比例して、今後も高齢化が進んでいくことを見込んでいます。

下のグラフでは、本市の高齢化率は、全国、全道の数値を大きく上回り、全道一、高齢者世帯の割合も高い水準にあります。

次に、第 1 号被保険者数の減少と認定率の増加について説明します。

16 ページをお開きください。

16 ページでは、第 1 号被保険者数の減少に反比例して、認定率は増加していく見込みを見込んでいます。

続いて、49 ページをお開きください。

ここでは記載のとおり、給付費については令和 3 年度以降も増加していくというふうに見込んでいます。

続いて、51 ページをお開きください。

ここでは、給付費を推計した結果、第 7 期から 1,639 円の増額となり、第 8 期基準月額保険料は 7,875 円となります。

増額の主な理由ですが、まず、第 1 号被保険者数の減少のほか、介護報酬の 0.7% 改定、第 7 期の借入れの償還、消費税の増税がありますが、先ほどお示ししたとおり、介護費用の総費用の 23% を負担する制度の根幹を支える第 1 号被保険者数が、本市では減少している中で、認定率は道内 1 位、全国 3 位と認定率が高い水準にありまして、併せて給付費が膨らんでいることも背景にあると思われます。

51 ページをお開きください。

51 ページの下の段のとおり、保険料必要額おおよそ 9 億 2,000 万円と推計して、52 ページのとおり、この額を収納率や第 1 号被保険者数で割ったものが年間基準額 9 万 4,500 円となり、所得段階別の保険料については、記載のとおりです。

なお、P D C A サイクルに従って、進捗管理を行って、介護保険事業等の適正化に引き続き取組むほか、介護予防などの政策の充実や保健事業との一体的な取組について推進して参ります。

続きまして、項目の 2 番、夕張市介護保険条例の一部改正について説明します。

資料 2 をお開きください。

初めに趣旨を説明します。

法に基づく令和 3 年度からの 3 年間を計画期間とするこの計画の推計による介護保険事業に要する費用に充てるため、令和 3 年度から 5 年度までの第 1 号被保険者の保険料額を改定するものです。

② 新型インフルエンザ等対策特別措置法です。大変申し訳ございません。対策特別措置法の改正に準じ、新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものです。

(2) 改正内容ですが、1 番、第 1 号被保険者の保険料を国の基準に準じた 9 段階の保険料を改定。

② 新型コロナウイルス感染症の定義を改定。施行日は、令和 3 年 4 月 1 日からということです。

続きまして、資料の 3、夕張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について説明します。

(1) 趣旨です。国の基準の改正により、指定居宅介護予防支援等の事業の運営基準が改められたため、法に準じて運営基準を改正するものです。

(2) 改正内容です。主な改正点のみご説明します。

① 感染症対策の強化、② 業務継続に向けた取組の強化、③ ハラスメント対策の強化のほか、記載のとおりとなっております。

(3) 施行日、令和 3 年 4 月 1 日からということでございます。

最後に、資料 4 をお開きください。

新型コロナワクチン接種の実施（案）について説明をします。

1 番、基本的な考え方です。新型コロナウイルスのワクチン接種は重症化を防いだり、発熱、咳などの症状が出ることを防ぐことが明らかになっており、市民が安心して接種できるよう、国が示している接種順位やスケジュール

ルに従い、その体制確保に取り組んで参ります。

なお、接種の有効性、安全性、副反応などについて、接種前に医師から本人に予め説明を行ったうえで、本人が希望した場合に接種を行うものとします。

対象者です。「16歳以上」を対象とし、既に承認済みのファイザー社のワクチンは3週間の間隔を空けて「2回」接種する予定です。

なお、高齢者から実施した後、基礎疾患のある方や高齢者施設等の従事者へ順に接種を行うものとします。

人数については記載のとおりですが、高齢者施設等従事者におよそ250人ですが、これは特例として、市町村の考え方によっては、高齢者と合わせて実施することも可能というふうに聞いています。

3、実施体制です。

実施体制ですが、本市においては、個別接種、集団接種の両面で実施を検討しています。実施主体をはじめ、開始日、場所、時間、従事者については記載のとおりです。本市においては、ワクチン接種体制を確保するため、昨年2月末に設置した夕張市新型コロナウイルス感染症対策本部の中に、ワクチン接種推進本部を設置しました。

また、本市のワクチン接種の実施に当たり、接種に関する各種お問合せや予約などに対応するため、コールセンターを設置する予定です。

4番目、想定される課題です。ワクチンの入荷時期、量の早期把握。2番目、接種スケジュールの早期確定・市民への速やかな周知。3番目、医療従事者等の体制確保となっております。

5番目、今後のスケジュールです。本市の医療従事者への接種は、当初の予定よりも遅れ、実際の接種は4月以降を見込んでいます。

高齢者については、3月中に接種券を印刷して、4月中旬以降に発送する予定ですが、接種は医療従事者同様に、スケジュールが遅れることが予想されておりまして、早くも4月下旬以降に、本市にワクチンが分配されるものと見込んでいます。

スケジュールについては、以上です。

以上で、保健福祉課の説明は終わります。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(今川委員)

資料4の新型コロナウイルスワクチン接種についてお聞きいたします。

こちらの予約体制についてなのですが、現在考えている予約体制は、設置する予定のコールセンターにて対応するというような考えでよろしかっ

たでしょうか。

(保健福祉課長)

今川委員のご質問にお答えします。

予約体制については、できるだけ市民が予約しやすいような、特に2回接種ということで、複雑な予約になりますし、副反応などの問合せもいろいろあるというふうに想定されているので、一括、1か所で予約を受けるという方法もあるのですが、その各医療機関での希望をしっかりと聞いて、医療機関でもしっかりと対応しやすいような形を想定して、現在調整しているところです。

(千葉委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

コールセンターまたは診療所での電話予約というような考えでよろしいでしょうか。

(保健福祉課長)

そうですね。医師会等の意見を聞いて、最終的にはそういう形になることも想定されます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

基本的な考え方の、二、四、五行目なのですけれども、なお、接種の有効性、安全性そして副反応などについて、接種前に医師から本人にあらかじめ説明を行った上でとあるのだけど、これはその場に来て、打つか打たないかというのを判断するわけ。そうじゃなくて、例えば、接種券を本人が見た段階で判断をして会場に行くのか、それともその場に行って、医師からの説明で判断するのか。

(保健福祉課長)

高間委員のご質問にお答えします。

接種券郵送の際に、封筒の中にお知らせという形で様々な情報、副反応についてもお知らせをした上で、なおかつ、先生のところで接種する際にも、その先生から副反応についての説明が行われるものと考えています。2段階ということですね。

(高間委員)

人数の関係もあるのでしょうかけれども、ちょっと時間がかかるのかなと。丁寧な対応ですね。分かりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(大山委員)

介護保険で、いろいろ、事業計画、条例の改正等々、報告がありました。夕張市、高齢化率が52%と非常に高いということで高齢者が抱えている病気、介護に関わってくるのですけれども、この認知症というのがあると思うのですが、現在、市民の高齢者のうち、認知症にかかっていると言い方いいのかなと思うのですけれども、この数字というものは市のほうでは押さえているのでしょうか。

(保健福祉課長)

ただいまの大山委員のご質問にお答えします。

本市について、高齢化が全道一ということで、高齢化が進んでいるのですが、介護保険調査の際、介護認定調査の医師の意見書というのを頂いて、その上で判定するのですが、その際、医師の意見の欄に認知症に関する記載する、チェックする項目がありまして、最終的に医師の診断ではないのですが、一つの目安として何らかの認知症の症状があるというふうに主治医がおっしゃっているというケースの数があります。そういう確認することができます。その実績を分析した結果、介護認定をされている方のうち、おおよそ年度によって違うのですが、7割か8割ぐらいの方が認知症の何らかの医師の意見が付されているというふうに分析しています。

(大山委員)

この70から80%はいいのですけれども、この母体の数というか、その数字的には、おおよそでいいのですけれども、どのくらいというものは押さえているのでしょうか。

(保健福祉課長)

ただいまの大山委員のご質問にお答えします。

介護認定調査なので、年度によって、もちろん数字は違うのですが、認定を受けている方がおおよそ1000人、そのうち7割8割ぐらいが何らかの認知の意見を付されているということになっています。

(大山委員)

分かりました。

高齢化率が非常に高い夕張なので、市としてもその認知症に関わる対策、大変重要になってくると思うのですけれども、具体的に何か認知症なら認知症に対して、こういう対策をやっているよというのがありますでしょうか。

(保健福祉課長)

ただいまの大山委員のご質問にお答えします。

認知症の対策ということですが、市では高齢化が高いまちでありま

すし、認定率も高いということで、地域全体で認知症に対する理解を深めることが重要と考えておりました。地域包括支援センターを中心に、認知症サポーター養成講座というものを、平成 20 年から開催をして、5 人以上の参加者があればそこに職員が出向いて、2 時間程度、認知症に関する情報提供を行って理解を深めるという活動をしております。これは今まで、サポーター養成講座ですが、サポーターの受講された方は、大体 850 人以上には、市内でそれぐらいは増えているということになっています。参加者は、最近では老人クラブですとか、町内会ですとかもちろんあるのですが、それ以外にも最近の動きとしては、小学生や高校生からも参加の希望の申込みがありまして、認知症の理解を深めていただいているところです。

(大山委員)

850 人というのは延べだと思っておりますけれども、大変ありがたいことだと思っておりますが、それプラス小学生、高校生、この辺で、言い方おかしいかもしれませんが、あらゆる人に協力いただいて、有効に活動してもらうのはありがたいなど、重要だなど考えておりますので、そこら辺、まず市のほうからサポーターという、その方々も含め、それ以外の人にも発信して、地域全体でカバーしていこうと、こういう取組も必要かなど、積極的に発信していただきたいと思っております。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

先ほどの資料 4 についての確認です。

今後のスケジュールのところ、接種券の印刷、発送というところがありますけれども、ここに先ほどの高間委員からお話があった有効性、安全性の説明書きもあると。

電話のことなのですけれども、予約の電話が必要だということだったと思うのですが、その電話番号についても、ここには記載されていると考えてよろしいですか。

(保健福祉課長)

ただいまの熊谷委員のご質問にお答えします。

コールセンターは、いずれにしても接種のスケジュールは、送るまでに決まらないことも想定されるのですけれども、いずれにしても問合せ先ということで、接種の予約入れるだけではなくて、様々な問合せに対応する、そういうコールセンターにそういう役割があるので、いずれにしても連絡先というのは入れる予定でいます。

(熊谷委員)

今現在でも、結構、市民からワクチン接種について、問合せがあったりするのですが、この時期未定となっていますけれども、開設予定というのは、大体でもいいのですが、どのくらいから稼働できそうですか。コールセンター。

(保健福祉課長)

ただいまの熊谷委員のご質問にお答えします。

大体、まだ具体的な日程は、各医療機関の意向も、説明をして、合意形成を図ることをまだ途中なので、具体的にいつ頃かはちょっと言えないのですが、遅くとも4月に入ったら、もうすぐそういう体制にはしたいと思っています。

(熊谷委員)

分かりました。よろしく申し上げます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【生活福祉課】

(千葉委員長)

次に、生活福祉課から報告を受けて参ります。

(生活福祉課主幹)

担当主幹からご説明させていただきます。

第3次夕張市障がい者計画、第6期夕張市障がい福祉計画、第2期夕張市障がい児福祉計画につきまして、このたび、計画原案を取りまとめましたのでご報告いたします。

計画策定に当たりましては、夕張市身体障害者福祉協会や手をつなぐ支援者の会などの当事者やそのご家族、市内の障害者支援施設、市社会福祉協議会や、民生児童委員協議会など、幅広い分野の関係者から構成される夕張市障害者自立支援協議会において、計画について集中的に審議する計画作成部会を設置するなど、これまで総会2回、部会2回の計4回にわたり、協議会の委員のみなさまのご意見を伺うとともに、障がいのある方々やご家族の実情やニーズを把握するためのアンケート調査や市民のみなさまからご意見を伺うためのパブリックコメントなどを実施いたしまして、この計画原案を取りまとめさせていただきました。

お手元の資料により、計画の内容についてご説明申し上げます。

資料は計画概要版と計画原案となります。

はじめに、計画概要版をご覧ください。

計画の位置づけと期間についてでございますが、今回、市が策定する障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、法律により市町村が定めることとされているもので、障がい者計画は国の障害者基本計画に即し、令和3年度から令和8年度までの障がい者の基本的な施策を、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、国が定めた基本指針を基に令和3年度から令和5年度までの成果目標の設定やサービス必要量の見込みと確保策を定めています。

三つの計画それぞれに、根拠法が異なり、計画期間も障がい者計画が6年、障がい福祉計画、障がい児福祉計画が3年となっておりますが、ちょうど今年度で全ての計画の期間が満了することから、三つの計画を一括し策定しております。

次に、計画原案をご覧ください。

計画原案の表紙をめくった次のページでございます目次をご覧ください。

本計画の構成についてでございますが、大きく3部構成になっており、第1部及び第2部までが障がい者計画、第3部が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画となっております。

次に1ページをご覧ください。

障がい福祉施策の包括的な方向性を示す位置づけにある障がい者計画についてでございますが、「障がいのある人たちが障がいのない人たちと共に、家庭や地域で安心して生活が送れるまちづくり」を基本理念としてございます。この基本理念に基づき、障がい福祉施策を推進するための基本目標及び施策の体系について、5ページをご覧ください。

地域生活支援体制の充実、自立と社会参加の促進、バリアフリー社会の実現の三つの基本目標を定め、その細目として、生活支援、保健・医療、療育・教育、就労支援、社会参加、差別の解消、権利擁護の取組および虐待の防止、生活環境、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実の八つの分野を定めて、第2部の分野別計画に、各分野の開設を期す構成としてございます。

続きまして、計画の第3部、第6期夕張市障がい福祉計画及び第2期夕張市障がい児福祉計画についてご説明いたします。

22ページをご覧ください。

夕張市における障がい者の状況でございますが、身体、知的、精神の三つの障がい種別について、それぞれ程度や年齢別に、手帳交付者数の推移を記載しておりますほか、精神疾患や難病に関する医療受給者数の推移などについて記載をしております。

26ページをご覧ください。

3 障がい手帳所持者の合計を表で示しておりますが、令和元年度末で1,012人、人口比13.1%となっております。

本ページの説明文に記載してございますとおり、平成30年度版障害者白書では、「およそ国民の7.4%が何らかの障がいを有している」との報告がされておりますことから、これだけを捉えますと、本市の障がい者率は全国平均の1.7倍程度にあるという状況にございます。

27ページをご覧ください。

障がい者等の自立支援の観点から、国が指針において定めた地域生活への移行や就労支援、障がい児支援などに関する要求目標に対し、本市の地域実情等を照らし合わせ、勘案の上、打ち出した成果目標を示しております。

31ページをご覧ください。

ここからは、障がい福祉サービスなどの必要量の見込みと、確保策の記載となります。

基本構成について、訪問系サービスを例にご説明いたしますと、初めに、サービスの内容解説、次いでそのサービスの利用見込量の見立ての理由を示した後、サービス見込量として平成30年度から令和元年度までのサービス利用実績、本年度の利用実績見込み、そして計画期間に当たる令和3年度から令和5年度までの3年間における利用料の見込みと、確保策や目標値などを定めており、これを49ページまで各サービスごとに記載しております。

最後に50ページをご覧ください。

計画の推進体制についてでございますが、計画策定後におきましてもPDCAサイクルに沿って、計画の達成状況について点検評価を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行っていくものでございます。

以上、計画の原案につきまして、その概要を説明申し上げましたが、委員長をはじめ、委員のみなさまには今後とも一層のご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

今の説明の中で、26ページのところで、およそ国民の7.4%が何らかの障がいを有しているという報告があり、本市の障がい者率は全国平均のおよそ1.7倍という、そういう記載がありますけれども、今一般の方たちが高齢化していく中で介護保険を使われますよね。そしてその介護保険を使う、その介護認定とかされていく中の方たちも、障がい認定ができるというそういうのをどこかで読んだことがあるのですけれども、そういった数字もこの中に

入っているのか、それとも最初から障がいを持っている方たちの数字なのか、その辺教えてください。

(千葉委員長)

暫時休憩いたします。

午前 11 時 53 分休憩

午前 11 時 53 分再開

(千葉委員長)

再開します。

(生活福祉課長)

熊谷委員の質問にお答えいたします。

これは年齢に関係なく、1,012 人ということですので、介護を受けているかどうかというのは、この数字の中には入っていません。

(熊谷委員)

そのことについては、分かりました。

それで、夕張市が全国平均に比べて 1.7 倍だという状況についてなのですけれども、これは障がいを持っている方たちの関連の施設が多いとか、そういうことが大きく関連しているのでしょうか。それともほかに何か要因とかお考えがありましたら教えてください。

(生活福祉課長)

熊谷議員のご質問にお答えいたします。

施設の数に応じて障がい者が多いというのは関係ないと考えています。あと、言えるとしたら、手前みそになるかもしれないですけれども、各機関と情報共有含めた連携がしっかりしているので、そういう方たちを取りこぼさないように目が行き届いた体制が整っているのかなというふうに考えています。

(千葉委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで生活福祉課を終わります。

【総務課】

(千葉委員長)

次に、総務課から報告を受けて参ります。

(総務課長)

お疲れさまです。

総務課からは、夕張市事務分掌条例の一部改正について説明します。

条例改正の内容は、行政機構の改編に伴うものであります。

まず、資料の最終ページをご覧ください。

令和3年4月1日からの機構案を改正前と対比する形でお示ししております。

総務課においては、秘書係を総務係に統合します。

次に、地域振興課においては、レースイ、マルハニチロ、シチズンなど、市内企業の従業員の雇用対策、今後の観光対策などの業務に対応するため、専門の商工観光係を設け、企画係と分けることにいたします。

また建設課においては、まちづくりマスタープラン改定後のコンパクトシティ構想の推進を図るため、これまでの土木水道課から建設課に業務依頼をすることで取り進めていた都市計画に関わる分野を、正式に建設課に都市計画係をつくり、所掌事務を課の間で移動することで整理しました。

教育課子ども子育て支援係につきましては、平成27年度に夕張市長の権限に属する事務の一部を、夕張市教育委員会に補助執行させる形を取っていたものであります。これは業務のうち、特に、家庭児童相談や婦人相談、ひとり親相談といった業務など福祉的要素が強く、市の福祉事務所との連携のスムーズさが施設間の距離があることから課題の一つとなっておりました。そこで、子ども子育て支援係の業務全般を、元の市長部局である生活福祉課に戻した上で、家庭児童相談やひとり親家庭等の自立支援に関する業務は、市役所内の生活福祉係が担当し、保健係が立ち上げる子育て世代、包括支援とも連携を図って参ります。

一方、子ども子育て支援係は、生活福祉課に籍を置きながら、業務の場所を「りすた」とし、子育て支援に関する窓口、学童保育や保育所などに関する仕事、「りすた」という場所を活用した子育て支援に関する業務を行います。

さらに教育課においては、今後、拠点複合施設「りすた」を中心とした社会教育事業の一層の充実を図るために、教育係を学校教育係と社会教育係に分割することといたします。

その上で、議決事項であります、条例改正案の内容であります。ページを元に戻していただいて、条例の新旧対照表をご覧ください。

土木水道課が所掌していた都市計画に関する事務を建設課に移行、シューパロダムに関する事項につきましては、ダムの関連窓口として、公園管理が土木水道課、観光分野が地域振興課、防災分野が消防本部が担っており、条例本文とのそごが生じていることから、土木水道課の所掌事務として、単独

に記載しないことといたしました。

なお、課の統廃合、新設などが無いことから、議決事項であるところの条例改正の内容としては、以上となります。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(本田委員)

今、ご説明ありました機構改革のうち、子ども子育て支援係について、教育課から生活福祉課のほうに、要は戻すという変更かと思いますが、今ご説明の中で家庭児童相談関係だとか、窓口、またはひとり親関係の窓口なんかは、子ども子育て係のほうに戻ると。ただ、説明の中で、子育て支援窓口は、「りすた」に設置するというようなお話があったのですが、非常にちょっと分かりづらかったのでどういった手続に関しては「りすた」でできて、どういった関係の手続に関しては市役所まで来なければいけないのかというところで整理をさせていただきたいのですが。

(総務課長)

今まで、子ども子育て支援係が「りすた」にあって、今後、子育て支援係、係としては「りすた」に残ることから、いわゆる子育ての相談に関する窓口として、受けることに関しては従前と変わりません。そこで、ただ業務として、家庭児童相談、助産の実施、児童扶養手当、ひとり親家庭の自立支援に関することに関しては、本庁の生活福祉課の生活福祉係が担うこととなります。なので、「りすた」でご相談を受けた上で、生活福祉課にお話を移行させることになろうかと思えます。

そのほか、保育所に関する事だとか、認定こども園に関する窓口、あとは放課後児童、つまり学童保育といったことに関しては、「りすた」における子ども支援係が本職として受けることとなります。

以上です。

(本田委員)

ご丁寧に説明いただいたのですが、結局どっちに相談に行けばいいのかということが私の中では整理がつかない。つまり分かりづらいなというふうに感じるのですね。

窓口は「りすた」にあるということで、課長の説明だとおつなぎするというような感じのご説明でした。要は、生活福祉課のほうでやらなければいけない手続があった場合には、そっちにつなぐという意味だと思うのですがけれども、その場合は、相談した市民はその指示に基づいて、市役所に出向かなければいけないということなのではないでしょうか。

(総務課長)

そこら辺の手續に関しましては、生活福祉課のほうで今もんでいるはずなので、今私のほうではお答えはちょっとしかねます。

(本田委員)

そういうことであれば、市長判断といいますか、どういう方向で窓口を設置していくのかという全体的な構想にもつながってくるかと思うので、また違う場で質問していきたいと思います。

以上です。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

【閉会】

(千葉委員長)

以上で、本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

ご苦労さまでした。

午後 0時04分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長
